

瀬戸市遊休地活用事業
公募型プロポーザル募集要項



【問い合わせ先】

瀬戸市役所総務部

財政課財産係

電話：0561-88-2562

E-mail：kanzai@city.seto.lg.jp

1 趣旨

本要項は、暫定駐車場として利用している用地について、駐車場機能を維持したうえで、商業用店舗によるさらなる活用を図ることを目的として、公募型プロポーザル方式により、実施する事業内容及び優先交渉権を決定するために必要な事項を定めたものです。

※公募型プロポーザル方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

2 募集概要

(1) 対象用地

瀬戸市ききょう台1丁目1番地の1、1番地の2の一部

※ 詳細は物件調書等を参照のこと。

(2) 経緯

対象用地は、良好な居住地が形成された地域にあり、商業施設撤退後は新たな活用が行えていない遊休地として、平成14年から23年間、敷地全体を暫定的に駐車場として利用してまいりました。本地域は、都市計画法に基づく用途地域（近隣商業地域）と指定されていることから、近隣地域の住居実態、日常生活に必要な物品や食料品等の店舗の立地状況を踏まえ、商業用店舗用地として活用することとしました。なお、駐車場についても一定の需要が見込まれることから、駐車場機能を維持したうえでさらなる活用を図ります。

(3) 募集対象事業

以下の事項をすべて満たす事業を募集します。

- ・暫定駐車場整備事業：駐車場部分については、対象用地内に近隣住民等向けの駐車場機能を確保することとします（再整備工事中：75台以上、再整備後：90台以上）。なお、駐車場運営は市が行うものとします。

- ・店舗の定期借地事業：店舗部分については、日本標準産業分類の卸売業・小売業のうち以下に該当する商業用店舗であることとし、これを指定用途とします。

56 各種商品小売業

57 織物・衣類・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業

- ・原則として、覚書の締結日から1年以内に商業用店舗の整備に着手し、3年以内に利用を開始できる事業であることとします。

(4) 事業実施主体

提案する商業用店舗は、提案者自らが設置、所有及び運営しなければならないものとします。

※ 共同企業体及び特定目的会社の応募は認めません。

(5) 事業期間

事業用定期借地契約締結日より20年以上、30年未満とします

※ 駐車場再整備工事期間は含みません。

※ 上記期間の中で、事業者からの提案に基づき、協議の上決定します。

※ 原則として、途中解除は認めません。ただし、指定用途に供することができなくなった場合はこの限りではありません。

(6) 賃料

ア 平米あたり計算基準賃料：31,532円

イ 平米あたり計算基準賃料以上の提案をすることとします。

※実際の年間賃料は、これに貸付面積及び100分の5を乗じたものとします。

ウ 賃料は、定借契約開始後5年間は同額とする。5年を経過したのちの賃料については、瀬戸市財産条例第10条第1項第1号に基づき算出するものとします。

「瀬戸市財産条例第10条第1項第1号：土地の使用に係る使用料の額は、年額によるものにあつては当該土地の近傍類似地の固定資産評価額より算出される固定資産税課税標準額に100分の5を乗じて得た額、月額によるものにあつては年額による使用料の額の12分の1に相当する額、日額によるものにあつては年額による使用料の額の365分の1に相当する額。ただし、当該土地の使用期間が1月未満の場合は、当該算出した額に100分の110を乗じて得た額」

(7) 契約方法

借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約とします。

3 応募資格

以下の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員及び施設に配置する職員に、次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わらない者、又は拘禁刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留もしくは起訴され判決が確定にいたるまでの者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人である者
- (3) 次のいずれかに該当するものでないこと。
 - ・ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている法人等
 - ・ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - ・ 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によるとされる破産事件に係るものを含む。）
 - ・ 金融機関の取引停止処分を受けている法人等
- (4) 国税、都道府県民税、市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置法人等でないこと。

4 応募手続き

(1) 募集要項の配布

本要項については、令和7年10月6日（月）から 令和7年11月7日（金）まで、瀬戸市ホームページ（<https://www.city.seto.aichi.jp>）からダウンロードすることができます。

(2) 質問の受付

令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）午後5時までを質問事項の提出期間とし、瀬戸市財政課に電子メールで提出された別紙1による質問のみを受け付けます。件名を「【法人名】瀬戸市遊休地活用事業公募型プロポーザルに関する質問」とし、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。なお、電話や窓口での質疑には応じられませんので、ご了承ください。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上で、令和7年10月24日（金）までに市公式ホームページで公表します。質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護の観点から公表に支障がある内容についてはご注意ください。本回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。なお、回答に対する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けません。

(4) 応募方法

ア 提出書類

下記の書類について、正本1部、副本9部（両面印刷可、副本は複写可）を提出してください。

- ① 遊休地活用事業者応募申込書（様式第1号）
 - ② 事業計画提案書（様式第2号）
 - ③ 年間賃料等提案書（様式第3号）
 - ④ 事業収支計画書【店舗部分のみ】（任意様式）
 - ⑤ 配置計画図【店舗部分・再整備後駐車場部分】、平面計画図【店舗部分・再整備後駐車場部分】、工事中平面計画図【工事中の仮駐車場】（すべて任意様式）
 - ⑥ 提案する施設と類似する開発等の実績を示す書類（任意様式）
 - ⑦ 直近の決算書（任意様式）
 - ⑧ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行のもの）
 - ⑨ 国税（様式その3の3）及び愛知県税（法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割）の納税証明書（未納の税額のないこと用）（令和4年4月1日以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申出書
- ※本市の入札参加資格を有するものは、⑧及び⑨を省略できるものとします。

※瀬戸市税の納税状況は本市にて確認するため、納税証明書の提出は不要とします。

イ 応募書類の受付

- ① 受付期間 令和7年10月6日（月）～ 令和7年11月7日（金）
- ② 受付場所 瀬戸市役所総務部財政課
- ③ 受付時間 午前9時～午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）

④ 提出方法

郵送又は持参とし、郵送の場合は必ず書留等（簡易書留も可）や宅配で配達した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

⑤ 提出にあたっての留意点

- ・提出書類は、A4サイズ2穴ファイルに綴じ込み、提出書類番号を表示することとします。
- ・提出された書類等は返却しないものとします。
- ・必要に応じて別途資料を請求する場合があるものとします。

5 選定スケジュール

募集要項の配付	令和7年10月6日（月）～ 令和7年11月7日（金）
質問の受付	令和7年10月6日（月）～ 令和7年10月17日（金）午後5時 （午前9時～午後5時とし、土、日曜日及び祝日を除く）
質問への回答	令和7年10月24日（金）までに回答予定 ※ 市ホームページ上で回答。
応募書類の受付	令和7年10月6日（月）～ 令和7年11月7日（金）午後5時
優先交渉権者の選定	令和7年11月下旬～12月上旬（予定）

6 優先交渉権者の決定方法

(1) 審査体制

応募書類の内容について、瀬戸市遊休地活用事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。なお、委員会は非公開とするほか、組織及び運営については、瀬戸市遊休地活用事業公募型プロポーザル審査委員会設置要領によるものとします。

(2) 選定方法

委員会において、応募書類により、審査項目について審査を行います。評価基準をもとに90点満点で審査し、得点により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。なお、対象事業以外に追加で本市に寄与する提案等がある場合に、10点加点をし、100点満点とします。提案内容によっては、説明や質問の回答を求める場合がありますので、その際は速やかに対応ください。なお、応募事業者が1者の場合においても審査を行います。

また、審査の結果「優先交渉権者及び次点交渉権者なし」又は「次点交渉権者なし」とする場合があります。

(3) 優先交渉権者の決定

委員会の選定結果を踏まえ、瀬戸市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(4) 評価基準

別紙3「遊休地活用事業者選定審査項目配点」のとおりです。

(5) 審査結果の通知

優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、選定したことを書面により通知します。また、選定されなかった応募事業者に対しては、選定しなかったことを書面で通知します。

(6) 審査結果の公表

応募者数、優先交渉権者名、次点交渉権者名および各応募者の総合点数を公表します。

※ 優先交渉者、次点交渉権者以外の応募者名につきましては、公表しません。

7 優先交渉権者決定後の手続き

優先交渉権者の提案した事業計画提案書の「優先交渉権者決定から店舗営業開始までのスケジュールについて」に基づきます。ただし、これに不足等がある場合は市と協議のうえで決めるものとします。

優先交渉権者決定後のスケジュール案

覚書締結に向けた協議及び調整	令和7年12月上旬～下旬
覚書の締結	令和7年12月下旬
仮駐車場の整備	令和7年12月下旬～令和8年1月下旬
暫定駐車場の整備・寄附	令和8年1月下旬～3月下旬
公正証書締結に向けた協議及び調整	令和8年3月上旬～下旬
公正証書（本契約）締結・賃料発生	令和8年4月上旬
店舗部分の整備開始	令和8年4月上旬
店舗営業開始	令和9年4月上旬

8 契約に係る事項

(1) 土地賃貸借契約（事業用定期借地権・有償貸付）

ア 土地の詳細

賃貸借契約を締結する土地は「物件調書」のとおりです。

イ 貸付期間

定借契約締結日から20年以上、30年未満とします。

※ 駐車場整備工事期間は含めません。

※ 事業者からの提案に基づき、協議の上決定します。

※ 原則として、途中解除は認めません。ただし、指定用途に供することができなくなった場合はこの限りではありません。

ウ 賃料

優先交渉権者の提案した平米あたり計算基準賃料に貸付面積及び100分の5を乗じた額

エ 賃料の変更

瀬戸市財産条例第10条第1項第1号に準じて変更します。

オ 賃料の支払い時期等

賃料の期間		納付期日
前期	4月1日から9月30日まで6か月分の賃料	4月30日
後期	10月1日から3月31日まで6か月分の賃料	10月31日

ただし、初年度は定借契約の期間の開始する日を含む月からとし、第1回の賃料は定借契約の期間の開始する日の月及びその期（前期又は後期）の残月分とします。また、開始する

日から30日以内に納付するものとします。

カ 転貸等の禁止

契約期間中は、事業計画に基づく利用に供することとします。

また、事業計画に基づいて関係事業者等との貸付契約などを締結する場合のほか、本市が承認した場合を除き、次の事項を禁止します。

(ア) 第三者への転貸

(イ) 賃借人の地位の譲渡

(ウ) 建物の賃貸

キ 貸付期間終了時における土地の返還

貸付期間が満了したとき又は本市が土地賃貸借契約を解除したときは、敷地上に所有する建築物、構造物及び土地の定着物の扱いについては、本件契約者の負担にて撤去するものとします。ただし、本市が必要と認めたものについてはこの限りでないこととします。

(2) 暫定駐車場再整備

ア 必要台数

- ・ 工事中も現駐車場利用者75台分以上の仮駐車場（予備含む）を確保することとします。
- ・ 再整備する暫定駐車場は対象用地の北側又は南側にまとめ、90台分以上を設置し、車両出入口を2か所、歩行者が出入りできる部分をバランスよく設置すること等、再整備前の駐車場と同等以上の機能を確保することとします。

イ 仕様

- ・ 再整備する暫定駐車場は利用に影響のない斜度とし、区画線、車止め、照明、看板等を設置することとします。
- ・ 平面駐車場とすることとします。
- ・ 駐車区画、出入口等の配置については瀬戸市の了解を得ることとします。
- ・ 雨水を適切に排水できる計画とすることとします。

ウ その他

- ・ 暫定駐車場設備の施設等は、整備完了後、当市に寄附することとします。

(3) 保証金

ア 保証金は年間賃料1年分とし、定借契約締結日から1か月以内に納付することとします。

イ 保証金は、契約期間満了後に利息を付さずに事業者へ返還することとします。

(4) その他の条件

ア 対象用地は現況での引渡しとし、定借契約の期間の開始をもって、引渡しとします。

イ 用地北側部分には前建築物の基礎杭の一部が存在します。

ウ 商業施設及び駐車場整備に伴い発見された地中埋設物について撤去が必要な場合は、商業施設部分から発見されたもの（イに記載の基礎杭含む）については事業者の負担とします。駐車場部分から発見されたものについては、埋設物の状況（内容・深さ・量等）により、協議するものとします。

エ 既設の駐車場照明、車止め、擁壁等の工作物は事業者が必要に応じて撤去処分することとします。

オ 対象用地内で募集要項や物件調書等に記載のないものを発見しても、損害賠償等の請求は

できないものとしします。

カ 対象用地の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者の負担において賠償しなければならないものとしします。

キ 対象用地の定借契約に伴い発生する公正証書作成費用等は、すべて事業者の負担とするものとしします。

ク 工事に伴う既存暫定駐車場の利用者の仮駐車場、整備後の暫定駐車場の移動時期については、市と事業者が協議して定めることとし、仮駐車場または暫定駐車場への移転等説明や移転依頼は、市と事業者が協力して行うものとしします。なお、利用者の都合で移動時期が遅延した場合にも、市及び事業者は互いにその責任を負わないものとしします。

(5) 禁止事項

対象用地の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- ・ 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ・ 周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ・ 反社会的勢力に占有させ、又は対象用地に反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
- ・ 周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行うこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの性風俗関連特殊営業に係る事業の実施をすること。
- ・ 政治的又は宗教的用途の他、募集趣旨にそぐわないと定める用途とすること。

9 問い合わせ先

瀬戸市総務部財政課

〒489-8701 瀬戸市追分町 6 4 番地の 1

電 話 0561-82-7111（代表）（内線 161）

0561-88-2562（直通）

FAX 0561-88-2558（財政課宛て）

E-mail : kanzai@city.seto.lg.jp

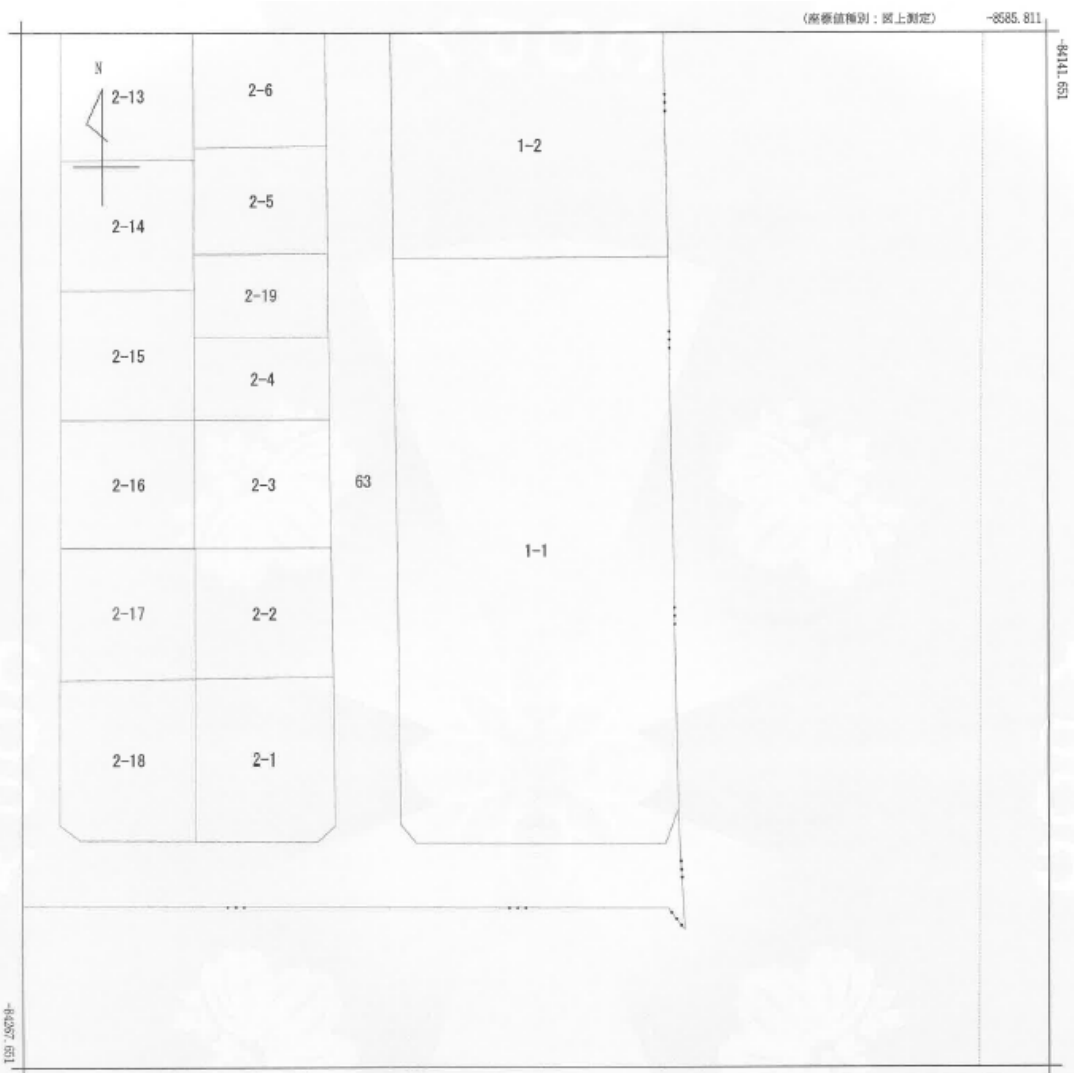
物件調書

土地	所在	瀬戸市ききょう台一丁目1番1、1番2			
	面積	公簿	4995.56㎡	実測	4995.56㎡
	地目	公簿	宅地	実測	宅地
	接道状況	北側幅員約11.9㎡、東側幅員約16.2㎡、南側幅員約8.0㎡、西側幅員約8.0㎡、の市道に接面			
参考計算 基準賃料		金31,532円 ※実際の年間賃料は提案額×定期借地面積×5/100で計算される金額			
法規 規制等	用途地域	近隣商業地域			
	建ぺい率	80%			
	容積率	200%			
	その他	・市街化区域、準防火地域、宅地造成工事規制区域内、都市計画施設無し、建築協定無し、地区計画無し、景観計画区域内（せと・街なか景観ゾーン）、立地適正化計画（都市機能誘導区域内、居住誘導区域内） ・騒音・振動指定地域、悪臭規制地域 ・土砂災害警戒区域外、急傾斜地崩壊危険区域外、地すべり防止区域外、砂防指定地内（詳細は尾張建設事務所）			
供給 施設	上水道	各市道に水道管あり。			
	下水道	公共下水道供用区域。			
	都市ガス	各市道に本支管あり。			
交通	鉄道	愛知環状鉄道 中水野駅			約 400m
公共 施設	本支所	水野支所			約1,200m
	小学校	瀬戸市立西陵小学校			約1,400m
	中学校	瀬戸市立水野中学校			約1,700m
備考	※ この調書は、調査時点における一般的な調査内容を記載したもので、現時点で変更されている場合があります。詳細については、参加者で関係各所へ直接ご確認ください。また、この調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先します。 ※ 本プロポーザルの実施において、物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等は行っておりません。また、埋設物等が発見された場合も、その撤去及び処分が必要な場合は、店舗部分に関してはすべて借り受け者の負担、駐車場部分に関しては、市と協議するものとします。ただし、敷地北側部分には地中に前商業施設の基礎杭があることが判明しており、これを撤去する場合は借り受け者の負担とします。 ※ 交通、公共施設との距離は、あくまで目安です。 ※ 物件には土地のほか当該土地に存する全ての工作物や樹木等が含まれます。工作物は現況有姿の引渡しとし、引渡し後における修繕、並びに構造、機能の保証は一切行いません。なお、工作物の一部が道路と接している部分があるため、土地の利活用に当たっては道路に影響を出さないように配慮し、必要に応じて本市維持管理課と協議してください。 ※ 関連資料として、ききょう台1丁目1番2に30年以上前に建物が建てられた際の、擁壁等に関する資料を添付します。（西側擁壁関連：資料1・2、コンクリート塀関連：資料1・3、杭関連：資料1、ボーリング調査関連：資料4）				

位置図(物件形状は概略)



公図(写し)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

請求部	所在	瀬戸市ききょう台一丁目				地番	1番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	VII	分類	地図に準ずる図面（街区成果B）		種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成21年3月23日				備付年月日（原図）			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月16日
名古屋法務局春日井支局
登記官

北川法香



請求番号：29-2
(1/1)

公用

地積測量図(写し)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状を記載した図面です。

地番区域見出し
一帯
四
一
珍

請 求 部 分	所 在	瀬戸市ききょう台一丁目				地 番	1番2			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号	Ⅶ	分 類	地図に準ずる図面（街区成果B）		種 類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成21年3月23日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 項 目		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月16日
名古屋法務局春日井支局
請求番号：29-6
(1/1)

登記官

北川法香



公用

地積測量図(写し)

公用

登記年月日：平成5年4月14日

これは図面に記載されていゝ内容を示明した圖面である。
 令和7年9月16日 名古屋建設産業日本文局 登記官

2401720

前	1-1	後	1-2	新	1-1	1-2
地番	1-1	1-2				
土地の所在	瀬戸市ききよう台1丁目					

積測量図

製作者 委託者 瀬戸市長 井上博 瀬戸市長 井上博
 社団法人 愛知県公共建設部土木部調査課 社団法人 愛知県公共建設部土木部調査課
 社員 土地家屋調査士 磯崎 隆司 社員 土地家屋調査士 磯崎 隆司
 平成5年4月 / 日作製

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

(会員専用)

地積測量図(写し)

公用

登記年月日：平成5年4月14日

これは図面に記載されている内容を証明した地図である。
 平成5年9月16日 各戸調査員 日井文局

登記官

北川 法香



面積計算書
 地積測量図
 2/2

新
 1-1 1-2
 瀬戸市ききよう台1丁目

2401721



座標求積表

地番	座標	X ₀	Y ₀	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n	距離
K.11	159.938	133.614	10133.285760	33.353	
K.5	245.703	133.444	10652.567932	75.766	
K.6	249.766	129.824	587.193952	5.441	
K.7	250.226	102.546	-158.228478	27.282	
K.8	248.223	100.512	-8077.847671	2.851	
K.12	169.863	100.261	-7848.932385	78.360	
	倍面積		5288.038810		
	面積		2644.0194050		
	地積		2644.01		

座標	A1-1	座標	面積
公簿	4995.57	地積	2644.0194050
		地積	2351.5505950
		地積	2351.55

5-4.14
 処理
 各戸調査員
 瀬戸市

社団法人 愛知県公共地籍調査士会
 社員 土地区画調査士 磯崎 録司
 (愛知県土地家屋調査士会 用紙)

平成5年4月 / 日作製

製作者
 串本 大

登記者
 瀬戸市長 井上 博

縮尺
 1/

登記簿(写し)

公用

愛知県瀬戸市ききょう台1丁目1-1

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000101727
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	瀬戸市ききょう台1丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1269番1223	宅地	4995	57	1269番179から分筆 〔昭和47年9月19日〕	
1番	余白	余白		①変更 〔昭和49年4月1日〕	
1番1	余白	2351	55	①③1番1、1番2に分筆 〔平成5年4月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和47年7月5日 第14009号	所有者 瀬 戸 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年9月16日
名古屋法務局春日井支局

登記官

北 川 法 香



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D77690 (-3/5)

1/1

登記簿(写し(一部を消して表示しています))

公用 愛知県瀬戸市ききょう台1丁目1-2 全部事項証明書 (土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000101728
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	瀬戸市ききょう台一丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1番2	宅地	2644	01	1番から分筆 〔平成5年4月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年4月30日 第8076号	
1 付記1号	買戻特約	平成5年4月30日 第8076号	
	余白	余白	
			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日
2	所有権移転	平成15年4月28日 第6280号	原因 平成15年4月28日買戻 所有者 瀬戸市
3	1番付記1号買戻権抹消	余白	2番所有権移転登記により 平成15年5月6日受付 第6718号 職権更正

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成5年11月29日 第20630号	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D77690 (4 / 5)

1 / 2

登記簿(写し)

公用 愛知県瀬戸市ききょう台1丁目1-2

全部事項証明書

(土地)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日
2	1番抵当権抹消	平成15年4月28日 第6279号	原因 平成15年4月28日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年9月16日
名古屋法務局春日井支局

登記官

北川法香



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

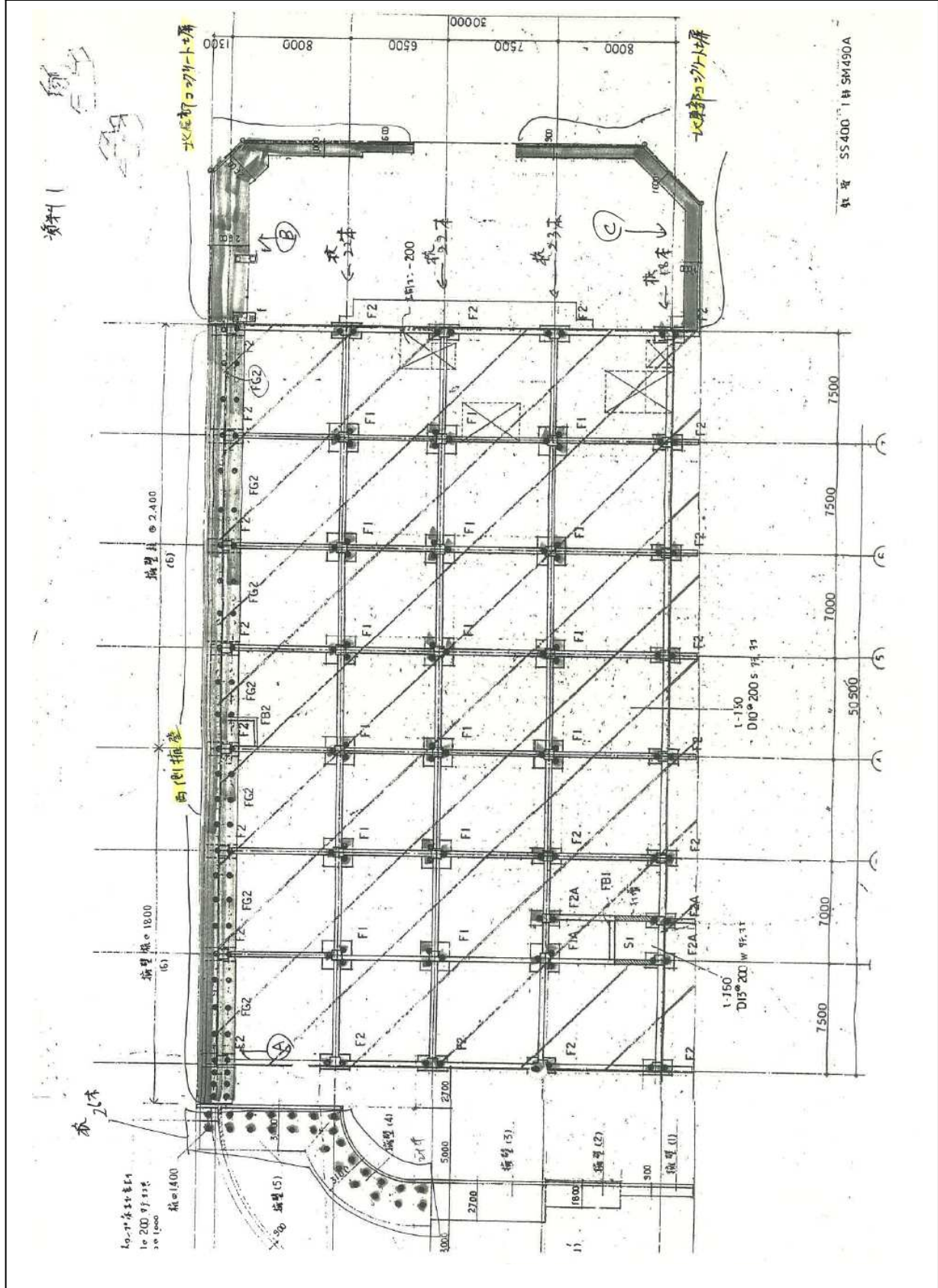
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

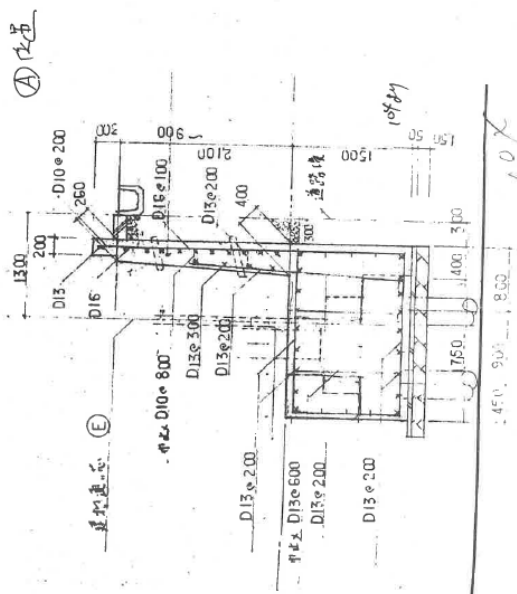
整理番号 D77690 (4/5)

2/2

関連資料(資料1)



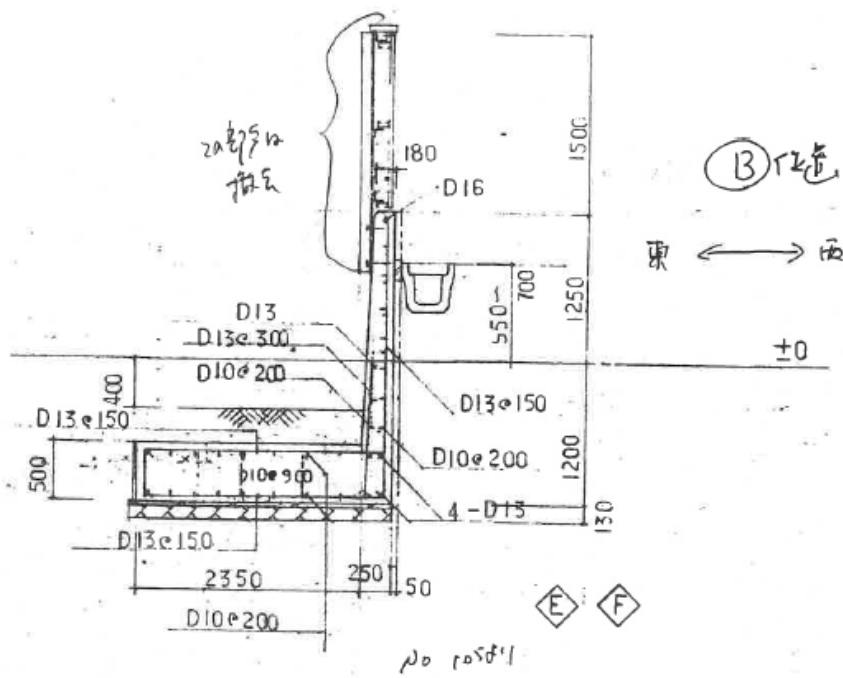
資料2- 西側擁壁



関連資料(資料3)

資料3

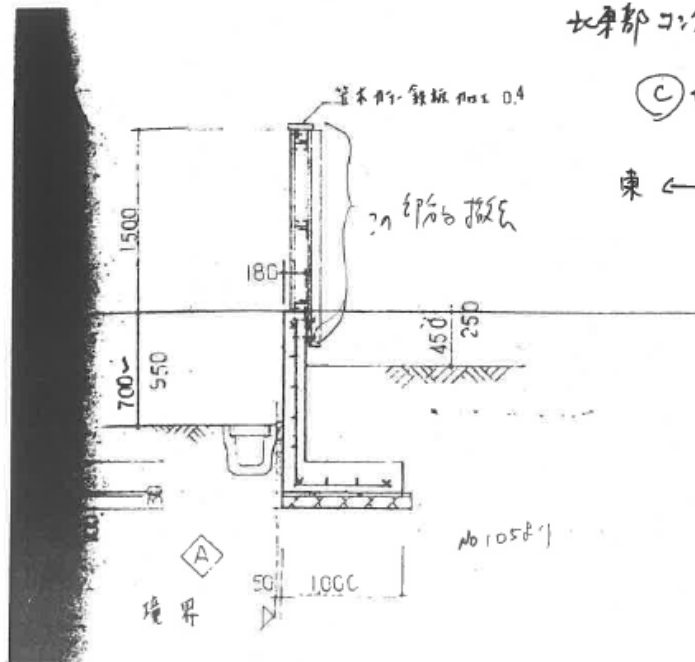
北面部コンクリート壁

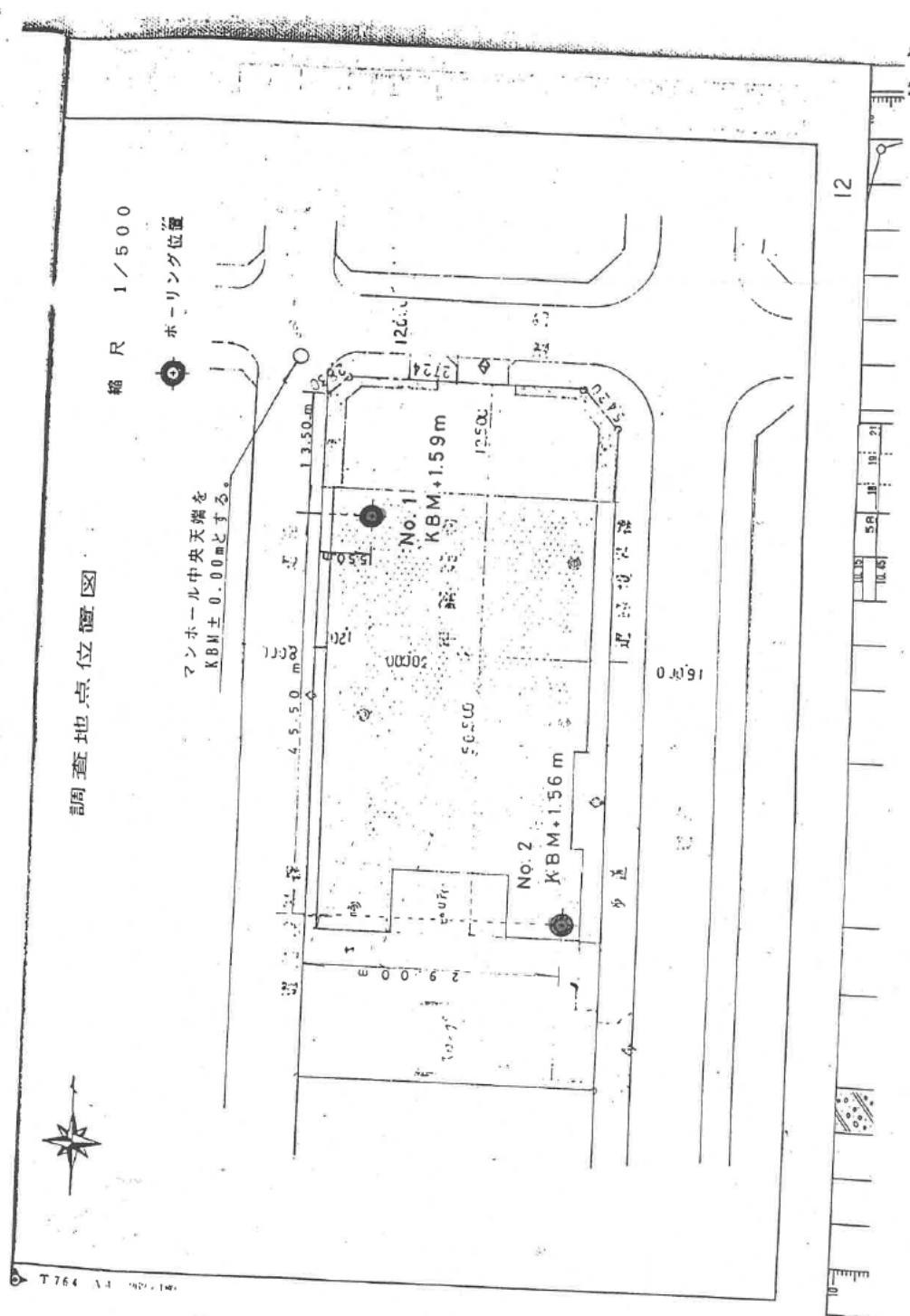


北東部コンクリート壁

①位置

東 ← → 西





関連資料(資料4)

孔内水位 観測日時

2.90m 日 時
m 日 時
m 日 時

土質性状 図 試料孔 NO. 1

調査地名 (位置) 瀬戸市豊後止つ崎一丁目1

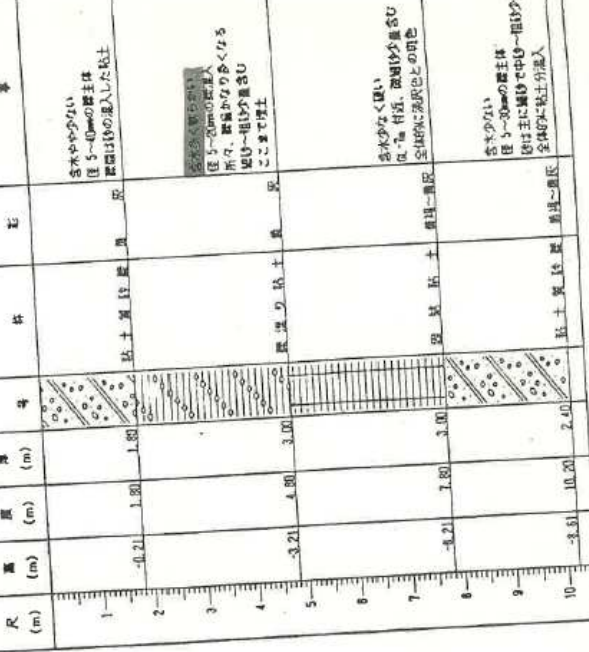
調査年月日 平成 4年12月24日から平成 年 月 日まで

調査深度 10.20m

孔口標高 KBM+1.50m 試料孔径 60mm

試料採取方法 コーテリ式

試料性状方法 標準地質入試略図



瀬戸市遊休地活用事業
公募型プロポーザル募集要項
様式及び審査項目配点

様式第1号	遊休地活用事業者応募申込書
様式第2号	事業計画提案書
様式第3号	年間賃料等提案書
別紙1	質問書
別紙2	提出書類一覧
別紙3	遊休地活用事業者選定審査項目配点

様式第 1 号

遊休地活用事業者応募申込書

令和 年 月 日

瀬戸市長 宛

申込者 所 在 地

事業者名

代表者氏名

瀬戸市遊休地活用事業公募型プロポーザル募集要項の趣旨を踏まえ、事業者として応募するため、下記の書類を添付して申込みいたします。なお、応募にあたりましては、上記募集要項に記載の「応募資格」を全て満たしていることを誓約いたします。

記

1 提出書類

書類番号	書類名称	部数
様式第 2 号	事業計画提案書	正 1 部、副 9 部
様式第 3 号	年間賃料等提案書	
任意様式	事業収支計画書	
	配置計画図、平面計画図、工事中平面計画図	
	提案する施設と類似する開発等の実績を示す書類	
	決算書	
証明書または 申出書	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
	国税（様式その 3 の 3）及び愛知県税（法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税及び自動車税種別割）の納税証明書（未納の税額のないこと用）	

2 担当者名等

担 当 者 連 絡 先	所在地 所属・職名： 氏 名： Tel： E - M a i l：
-------------	---

様式第 2 号

事業計画提案書

(1) 応募された動機について

応募に至った経緯と応募の趣旨を説明してください。

(2) まちづくりとの関係性について

市が示す計画や土地利用の方針を踏まえた提案について説明してください。

(3) 提案事業の実現性及び継続性について

対象用地における商業施設整備及び運営に関する事業者の考え方を説明してください。

(4) 施設計画等について

施設整備等を実施する際の計画や周辺環境への配慮等の考え方や取り組みについて具体的に提案してください。

(5) 優先交渉権者決定から店舗営業開始までのスケジュールについて

優先交渉権者決定後、仮駐車場の整備や店舗の建設等の現場作業を伴うもの及び、覚書の作成や契約締結等の事務手続きを伴うものの各スケジュールについて具体的に提案してください。

(6) その他特記事項

対象事業に指定する事業以外に提案すべき事業があれば、説明してください。実施については、協議が整った場合のみとします。

※記入に際して提案内容等の欄が不足する場合は、適宜枠を調整してください。

年 間 賃 料 等 提 案 書

令和 年 月 日

瀬戸市長 宛

申 込 者 所 在 地
事業者名
代表者氏名

遊休地活用事業公募型プロポーザル対象用地について、下記の金額で借受けを希望します。選定の結果、契約を締結した場合には、下記の金額をもって、貴市と事業用定期借地権設定契約を締結します。

記

対象用地地番	瀬戸市ききょう台1丁目1番 他
借受希望年数	年 月 日
対象用地総面積	4, 9 9 5 . 5 6 m ²
内、定期借地面積	m ²
提案額（平米あたり計算基準賃料）	円
年間賃料	円

（注意事項）

- 1 借受希望年数（20 年以上 30 年未満）を記入してください。
- 2 定期借地面積は対象用地の内、暫定駐車場整備部分の面積を除いた面積を記入してください。
- 3 提案額は計算基準賃料（3 1, 5 3 2 円）以上の金額を記載してください。
- 4 年間賃料は提案額×定期借地面積×5/1 0 0で計算するものとします。
- 5 金額の訂正はできません。

(別紙 1)

質 問 書

令和 年 月 日

瀬戸市総務部財政課 宛

質問者	所在地	_____
	事業者名	_____
	代表者氏名	_____
担当者	所在地	_____
	所属・職名	_____
	氏名	_____
	電話	_____
	F A X	_____
	E メール	_____

遊休地活用事業公募型プロポーザル募集要項に関して、次の事項について質問します。

質問事項	
質問内容	

注) 質問は、1 問につき本様式を 1 枚使用し、簡潔に記載してください。

(別紙2)

提出書類一覧

事業者	名 称	
	代表者氏名	
担当者	氏 名	
	連絡先	

資料 番号	提出書類	提出
①	遊休地活用事業者応募申込書（様式第1号）	
②	事業計画提案書（様式第2号）	
③	年間賃料等提案書（様式第3号）	
④	事業収支計画書（任意様式）	
⑤	配置計画図、平面計画図、工事中平面計画図【工事中の駐車場】 （任意様式）	
⑥	提案する施設と類似する開発等の実績を示す書類（任意様式）	
⑦	決算書（任意様式）	
⑧	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に 発行のもの）	
⑨	国税（様式その3の3）及び愛知県税（法人県民税、法人事業税・特 別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割）の納税証明 書（未納の税額のないこと用）（令和7年4月1日以降に交付された 直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申出書	

(別紙3)

遊休地活用事業者選定審査項目配点

審査項目	具体的な視点	配点	
内容評価	応募の動機	応募の動機が明確に示され、募集要項の趣旨に沿った内容となっているか。	10
	地域との関係性	①近隣・地域住民から理解が得られる事業計画であるか。 ②地域の現状や課題、本事業の目的や意義等を十分に理解した提案となっているか。	15
	提案事業の実現性及び継続性	①長期にわたる事業活動に、十分な実施体制が考慮されているか。 ②事業収支計画の確実性は見込めるか。試算根拠は適正か。 ③本事業を実施するために有効な実績があるか。	20
	施設計画等	①施設配置は適切に計画されているか。 ②各機能の連携が図られ、利用者にとって平面計画および動線計画は適切か。 ③駐車場及び駐輪場の整備計画は適切か。 ④工事中の暫定駐車場契約者駐車場について適切か。 ⑤暫定駐車場の整備計画は適切か。	15

価格評価	提案額（平米あたり 計算基準賃料）	最も高い提案額の事業者を15点とし、他の事業者は、以下の式で算定する。 （参加者の提案額÷参加者の提案額の最高提案額）×配点（15点） 注1）小数点以下は切捨てとする。 注2）事業提案者が1者の場合は15点とする。	15
	年間賃料	最も高い年間賃料の事業者を15点とし、他の事業者は、以下の式で算定する。 （参加者の年間賃料÷参加者の年間賃料の最高年間賃料）×配点（15点） 注1）小数点以下は切捨てとする。 注2）事業提案者が1者の場合は15点とする。	15
加 点 項 目	具 体 的 な 視 点	加 点	
追加評価	追加提案事業	募集要項に示す対象事業以外に、本市のまちづくりに寄与する追加の提案があるか。 本市の将来的なまちづくりに協力的な提案があるか。 地域活動に対して積極的に貢献する提案があるか。	10